

【寄稿】 インド対外商業借入に関する新規制

Acuity法律事務所 インド弁護士 Souvik Ganguly
米盛国際法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 米盛泰輔

I. はじめに

対外商業借入(ECB)とは、インド国内の事業体(外資系企業のインド子会社を含む)による、インド国外の者からの借入であり、銀行借入や親子ローンが典型例です。

インドでは、1999年外国為替管理法(FEMA)に基づき、インド準備銀行(RBI)がECBを監督していますが、RBIは、2019年1月16日付の通達¹で、2019年の対外商業借入方針(2019年規制)を公表しました。

本稿では、2019年規制の概要を説明した上で、新規性の意義を検討します。

II. 2019年規制の概要

1. 通貨	• ECBは、外貨建て(FCY)、インドルピー建て(INR)の双方が可能ですが、いずれによるかで一部の規制内容が異なってきます。
2. 最低平均借入期間(MAMP)	• MAMPは、ECBを通じて調達された金額にかかわらず、3年です。ただし、外国株主 ² から調達され下記7.④⑤⑥の目的に活用されるECBについては、MAMPは5年に延長されます。反対に、製造業が調達する5,000万米ドル以下のECBについては、MAMPは1年に短縮されます。
3. 適格借入人	• 対外直接投資(FDI)を受ける資格があるすべての事業体(典型例としては、会社、有限責任事業組合(LLP)等)は、ECBを通じて融資を受けることができます。
4. 適格貸付人	• ECBを供与する資格がある「適格貸付人」には以下の者が含まれます。 ① 金融活動作業部会(FATF)加盟国又は証券監督者国際機構(IOSCO)加盟国に居住する貸付人 ② インドが加盟国である、多国間金融機関及び地域金融機関 ③ 外国株主である個人、又は海外で上場されている債券を引き受けた個人 ④ 外貨建てECBに限り、インドの銀行の海外支店/子会社(一部の例外あり)
5. 年間借入上限額	• すべての適格借入人の、自動認可ルート ³ に基づくECBの一般的な上限額は、1会計年度当たり7億5,000万米ドルです。
6. オールインコスト	• ECBにおけるオールインコストの上限は、基準金利プラス450ベースポイントです。基準金利は、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)6か月物、又は、借入通貨に適用されるその他の6か月物の銀行間取引金利です。 • オールインコストには、利率、その他の料金、経費、手数料、保証料、輸出信用機関(ECA)の手数料が含まれますが、インドルピーで支払われる約定手数料及び源泉徴収税は含まれません。
7. 最終用途の制限	• ECBの受取金は、以下の用途に利用することができません。 ① 不動産事業 ② 資本市場への投資 ③ 株式投資 ④ 運転資金の目的(ただし、外国株主からの借入を除く) ⑤ 一般的な事業目的(ただし、外国株主からの借入を除く) ⑥ ルピー建て融資の返済(ただし、外国株主からの借入を除く) ⑦ 上記の活動を目的とする、事業体への転貸

Ⅲ. 新規制の意義

- 2019年規制は、従前の規制を合理化・緩和しました。具体的には、適格貸付人及び適格借入人に関する制限を撤廃するとともに、最終用途の制限範囲を明確化しました。
- その結果、インドへのECBの流入が加速し、日系企業の子会社にとっても、ECBが資金調達の有力な選択肢となるケースが増える見込まれます。

¹Notification No. RBI/2018-19/109 A.P. (DIR Series) Circular No. 17.

²借入事業体の株式の25%以上が貸付人により直接的に保有される場合における直接外国株主、株式の51%以上が間接的に保有される場合における間接株主、又は同一の海外親会社の傘下にあるグループ会社を意味します。

³ECBは、RBIの事前承認の要否によって承認ルートと自動認可ルートに大別され、実務上はまず自動認可ルートの利用を検討することになります。

【執筆者】

Souvik Ganguly (インド弁護士) <http://www.acuitylaw.co.in/japan-desk.php>

インド国内及びクロスボーダーのM&A、合弁事業設立、技術ライセンス・譲渡、ファンド組成、PE出資等、17年にわたり幅広いセクターの顧客に対して、法務ソリューションを提供。

米盛 泰輔 (弁護士・ニューヨーク州弁護士) <https://yone-law.jp/>

柳田国際法律事務所パートナー、ベルシステム24HD役員等を経て、現在は主に中堅・ベンチャー企業にM&A、国際取引、コンプライアンス等に関するアドバイスを提供。